

# 「認定NPO法人」になるためのご理解とご協力

2011年6月にスタートした「新寄付税制」と来たる2012年4月の「改正NPO法」施行により

認定NPO法人になると一般のNPO法人にはない「税制優遇」が適用されます。

メリット

「寄付していただいた個人の皆様」に対しても(寄附金税制)、

「寄付していただいた企業・法人」にも(損金算入限度額の拡大)、

「相続財産を寄付していただいた相続人」にも(寄付額分の非課税)

減税に繋がることで、寄付する側の皆さまにとっては、寄付という行為に、一層前向きになれるでしょう。

2011年6月の税制改正で、「寄付金控除」は「所得控除方式」「税額控除方式」を選べるようになりました。

個人寄付

- ◆所得税に対する控除  
(寄付金額-2,000円)×40% = が減税に  
※所得税額の25%が限度
- ◆住民税に対する控除  
都道府県・市区町村が指定した認定NPO法人への寄付に対し  
(寄付金額-2,000円)×10%= が減税に

住民税の納税先自治体に条例が定められていれば、最大で、寄付した金額の50%近くが減税となります。そうでない場合でも、寄付した金額の40%近くが所得税の税額控除の対象となります

法人寄付

「特別損金算入限度額」扱いとなり、  
(資本金等の額×0.25%+所得金額×5%)1/2

相続人寄付

寄付をした相続財産は相続税が非課税になります。

「認定NPO法人」として認定されるためには

認定NPO法人は、NPO法人よりも一層「公益性のある団体である」ことが求められています。

- 1)パブリックサポートテスト(以下PST ※1)をクリアしていること
- 2)メインとする活動が「共益的な活動」でないこと
- 3)運営組織等が適正であること
- 4)事業内容について一定の要件をみたしていること
- 5)情報公開が適正であること
- 6)法令違反等がないことを示すこと
- 7)設立から1年を超える期間が経過していること

二年間の実績

千葉県知事が審査

※1 PST は「絶対値基準」=【3000円×100人ルール】でクリア

本年度に認定NPO法人サイエンスシャワーの認証を進めています

